

# 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 業務の概要

- (1) 業務の名称 鳥取県児童虐待防止啓発業務
- (2) 業務の内容 児童虐待防止啓発に係る広報  
詳細は、鳥取県児童虐待防止啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び鳥取県児童虐待防止啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 日まで
- (4) 予算額 金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。  
ア イベント・広告・企画の広告・広報  
イ イベント・広告・企画のイベント企画・運営  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 5 月 19 日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、「鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は 4 名で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

## 4 評価方法

鳥取県は、鳥取県児童虐待防止啓発業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

## 5 最優秀提案者の選定方法

4 により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。  
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

## 6 手続等

### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1  
鳥取県子ども家庭部家庭支援課児童養護・DV 室  
電話 0857-26-6150 ファクシミリ 0857-26-6151  
電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

### (3) 企画提案書作成要領等の交付

企画提案書作成要領等は、令和 8 年 5 月 12 日（火）から同年 6 月 10 日（水）までの間に、インターネットの鳥取県子ども家庭部家庭支援課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/255796.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

令和 8 年 5 月 12 日（火）から同年 6 月 10 日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### イ 交付場所

(1) に同じ

### (4) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 5 時までに、確認書及び 2 の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その 1）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）を 6 の（1）の場所へ持参又は送付の方法により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領及び企画提案書作成要領に基づき企画提案書等を作成し、持参又は送付の方法により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

### (2) 提出場所

6 の（1）に同じ。

### (3) 提出期間及び時間

令和 8 年 5 月 12 日（火）から同年 6 月 15 日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとし、送付による場合は、令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

## 8 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。変更となった場合は、企画提案書を提出した者に別途連絡をする。

### (1) 日時

令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 1 時 30 分から

### (2) 場所

鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書館 大研修室

(3) 条件

プレゼンテーション時間の10分前には受付を済ませること。

プレゼンテーションは1提案につき15分以内(厳守)とし、別途15分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は無効とする。

(5) 審査会で使用する資料は企画提案書等の提出時の資料のみで行い、追加の資料配付やパワーポイント等の使用による投影資料は認めない。

9 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 スケジュール

(1) 調達公告	令和8年5月12日(火)
(2) 競争入札参加資格登録申請期限(競争入札参加資格者名簿に登録がない場合)	令和8年5月19日(火) 正午
(3) 質問受付期限	令和8年5月21日(木)
(4) 確認書提出期限	令和8年5月28日(木)
(5) 入札参加資格有無の通知	令和8年6月10日(水)
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年6月15日(月)
(7) 審査会開催	令和8年6月22日(月)
(8) 審査結果の通知	令和8年6月25日(木)
(9) 企画提案等の協議及び見積り依頼	令和8年6月29日(月)
(10) 契約締結	令和8年7月上旬

12 その他

(1) 企画提案書等の無効

2の競争入札参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

(4) 企画提案書の取扱い

企画提案書は原則として返却しない。

なお、鳥取県に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わな

いものとする。

(7) 契約の解除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の様式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。